

開放施設となる時間帯 No.1 （学校課業日）

- ①開放時間の範囲を設定する。なお、各施設での利用の時間・方法等については、この範囲内での効果的な開放となるよう運営管理責任者が定める。
- ②学校図書室及び多目的室は、図書館分館の開館時間に合わせた常時開放とする。ただし、学校の使用時には開放しない。
※課業時間帯の運営管理を分館長に委任することで一体的な運営管理を図る。
- ③けやきテラスは開放時間を基本とする中で図書館分館の開館時間に合わせた開放とするが、実状に応じた開放については検討していく。
- ④開放施設利用に係る鍵の受け渡しを現地で一元化して管理する。

	学校課業時間		開放時間	運営管理責任者
	18:00まで		18:00～21:30	
特別教室(家・音・図)				生涯学習課長
会議室				
多目的室	分館の開館時間に合わせて常時開放。学校の使用時には開放しない。			図書館分館長 ※開館時間は調整中
学校図書室	分館の開館時間に合わせて常時開放。学校の使用時には開放しない。			
けやきテラス				スポーツ青少年課長 【児童館等(指定管理者)】※3
屋内運動場			※3	
グラウンド			※2	
プール ※1				スポーツ青少年課長
	併設施設との相互利用の連絡調整		学校開放時間	

- ※1 プールは温水機能がないため、実状に応じた開放となる。(想定 5月 ～ 10月)
- ※2 照明設備を設けての夜間開放は行わない。(18:00以降の開放はしない)
- ※3 地域開放時には、児童館等の管理責任者(指定管理者)を運営管理責任者とする。

- ・・・学校管理
- ・・・学校開放(スポーツor生涯学習)

開放施設となる時間帯 No.2 （学校休校時・・・土日祝日、長期休業）

- ①既存の土日祝日の利用時間(屋内運動場9:00～21:30・グラウンド9:00～18:00)をベースとした開放を行う。
- ②開放時間の範囲を設定する。なお、各施設での利用の時間・方法等については、この範囲内での効果的な開放となるよう運営管理責任者が定める。
- ③学校図書室、多目的室、けやきテラスの開放は、図書館分館の開館時間に合わせて行う。
- ④開放施設利用に係る鍵の受け渡しを現地で一元化して管理する。
- ⑤学校がプールを使用する日は16:00～21:30の開放、使用しない日は9:00～21:30の開放とする。

	開放時間			運営管理責任者
	9:00～21:30			
特別教室(家・音・図)				生涯学習課長
会議室				
多目的室	分館の開館時間と合わせる。			図書館分館長 ※開館時間は調整中
学校図書室	分館の開館時間と合わせる。			
けやきテラス	分館の開館時間と合わせる。			
屋内運動場	※3			スポーツ青少年課長 【児童館等(指定管理者)】※3
グラウンド	※3	※2		
プール ※1				スポーツ青少年課長
	学校開放時間			

- ※1 プールは温水機能がないため、実状に応じた開放となる。(想定 5月 ～ 10月)
【休校時での使用期間・・・7月下旬～8月初旬】
- ※2 照明設備を設けての夜間開放は行わない。(18:00以降の開放はしない)
- ※3 地域開放時には、児童館等の管理責任者(指定管理者)を運営管理責任者とする。

- ・・・学校管理
- ・・・学校開放(スポーツor生涯学習)